(調査等名) 横浜環状南線 庄戸地区鳥かん図作成業務

No.	質問事項	質問回答
1	貸与資料は、「図面(横浜環状南線 釜利谷庄戸トンネル工事)」とありますが、当該公園の公園 基本設計・公園実施設計はありますでしょうか。 無ければ、図面(横浜環状南線 釜利谷庄戸トンネル工事) 以外の貸与資料をお教え下さい。	基本設計・実施設計の成果品はありません。 過去に関係機関及び周辺住民と協議した際の資料を貸与いたします。
2	2-2 適用すべき諸基準に、共通仕様書5-2-1「適用すべき諸基準」を追加するとあり、「横浜市環境創造局・公園緑地等設計業務共通仕様書」と明記されていますが、当該公園は横浜市への移管する移管公園なのでしょうか。	横浜市所有の公園となります。当社発注工事施工のため、一部範囲を占用して 改築をしている状況です。
3	2-4 図面作成に、鳥かん図 3 枚・透視図 12 枚の説明で「庄戸第四公園復旧における各復旧案に対し」とありますが、庄戸第四公園復旧における各復旧案は、貸与資料の図面だけでしょうか、又は庄戸第四公園復旧における公園基本設計・公園実施設計等があるのでしょうか。	過去に関係機関及び周辺住民と協議した際の資料を貸与いたします。 また基本設計・実施設計は想定しておりません。
4	2-5 設計打合せに、「本業務における打合せ回数は業務内容確認を含め、5回とする。打合せの検測数量は一式とし履行状況による打合せ回数が増減しても、打合せ費用の変更は行わないものとする。」とあります。また、2-7 補足事項に「下記に示す事項については、関係機関及び周辺住民との協議状況により」と明記されていますが、関係機関(横浜市等)との打合せ及び周辺住民との協議における住民説明会等に出席・参加することはありますでしょうか。また、関係機関との打合せ及び周辺住民との協議による打合せ回数の増があった場合、打合せ費用の変更はありますでしょうか。	関係機関及び周辺住民との協議は全て弊社が実施します。 協議状況により変更又は追加で実施する事項が生じた場合は、別途協議の対象 とします。
5	2-7 補足事項について、「下記(1).(2).(3).に示す事項については、関係機関及び周辺住民との協議状況により変更又は追加する場合がある。」とありますが、当該公園における植生及び公園工作物の基本設計・実施設計はありますでしょうか。また、当該公園における用排水設計の基本設計・実施設計はありますでしょうか。そして、当該公園における工事発注用の実施設計はありますでしょうか。	すべての項目において基本設計・実施設計は想定しておりません。 協議状況により、当該公園を復旧するために必要な設計又は検討を追加する場合があります。